



学校等の支援

文部科学省初等中等教育局児童生徒課
生徒指導室



文部科学省

本講義の内容

- 学校（教育委員会）におけるケア（相談体制）
- 暴力行為、児童虐待等への対応
- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー
の役割
- 修学支援制度

児童生徒の教育相談の充実について（通知）

28文科初第1423号平成29年2月3日付け文部科学省初等中等教育局長通知

（1）未然防止、早期発見及び支援・対応等への体制構築

これまでの教育相談は、どちらかといえば事後の個別事案への対応に重点が置かれていたが、今後は不登校、いじめや暴力行為等問題行動、子供の貧困、虐待等については、事案が発生してからのみではなく、未然防止、早期発見、早期支援・対応、さらには、事案が発生した時点から事案の改善・回復、再発防止まで一貫した支援に重点を置いた体制づくりが重要であること。

（2）学校内の関係者がチームとして取り組み、関係機関と連携した体制づくり

学校内の関係者が情報を共有し、教育相談にチームとして取り組むため、既存の校内組織を活用するなどして、早期から組織として気になる事例を洗い出し検討するための会議を定期的実施し、解決すべき問題又は課題のある事案については、必ず支援・対応策を検討するためのケース会議を実施することが必要であること。

（3）教育相談コーディネーターの配置・指名

学校において、組織的な連携・支援体制を維持するためには、学校内に、児童生徒の状況や学校外の関係機関との役割分担、SCやSSWの役割を十分に理解し、初動段階でのアセスメントや関係者への情報伝達等を行う教育相談コーディネーター役の教職員が必要であり、教育相談コーディネーターを中心とした教育相談体制を構築する必要があること。

（4）教育相談体制の点検・評価

学校において、教育相談体制が児童生徒の安心した学校生活、家庭生活の維持・改善に資するものであるかを評価するため、児童生徒及び保護者からの意見聴取等を行い、利用者も含めた教育相談体制の見直しを必要に応じて行うことが重要であること。また、教育委員会は、SC及びSSWの活動方針を明確にするため、具体的なSC及びSSWの活動計画を策定、実施し、効果等を検証するなどし、定期的に評価を行う必要があること。

（5）教育委員会における支援体制の在り方

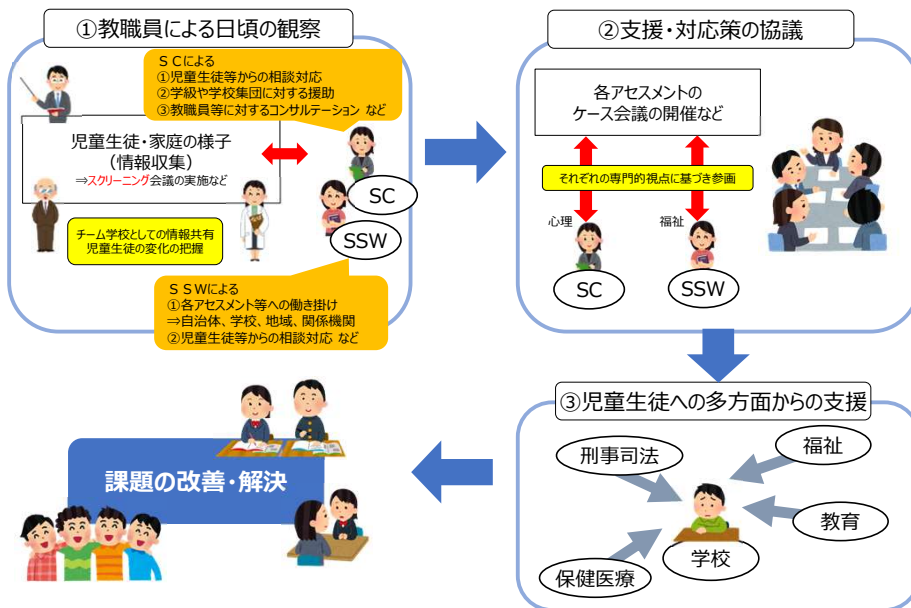
教育委員会は、学校や域内の教育支援センター等においてSC及びSSWが適切に活動でき、児童生徒の安心した学校生活及び適切な環境が構築されるような支援体制を構築する必要があること。

（6）活動方針等に関する指針の策定

「児童生徒の教育相談の充実について」において示されたSCガイドライン、SSWガイドラインを参考とし、SC及びSSWの効果的な活用のための「活動方針等に関する指針」を策定又は見直しを行い、教育相談の更なる充実を図ること。

3

学校における教育相談の流れ（イメージ）



4

文部科学省ウェブサイト「子供のSOSの相談窓口」

不安や悩みがあるときは、一人で悩まず、
いつでもすぐ相談してください。

- 学校などでいじめられている。
- 親や兄・姉に叩かれたりして悩んでいる。
- SNSやインターネットで悪口を書き込まれた。
- 親から宗教を理由に学校行事に参加させてもらえない。
- 学校や家族、その他のことで悩んでいる。など

こんな相談窓口があります

SNSで相談する

SNSで相談できる窓口をご紹介します。悩みの内容などに合わせて、気軽に相談してみてください。

[くわしくはこちら](#)

電話で相談する

電話で相談できる窓口をご紹介します。悩みの内容などに合わせて、気軽に相談してみてください。

24時間子供SOSダイヤル（通話料無料）

0120-0-78310

[くわしくはこちら](#)

地元の相談窓口を探す

児童生徒本人が相談できる窓口や、保護者が相談できる窓口をご紹介します。気軽に相談してみてください。

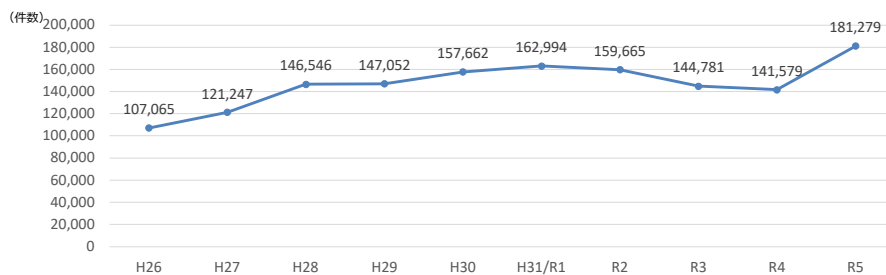
[くわしくはこちら](#)

特に「不登校」に関する地元の相談窓口は[こちら](#)

5

24時間子供SOSダイヤルの相談件数（令和5年度）

24時間子供SOSダイヤルにおいては、年間約181,000件（令和5年度）の相談を受けている。



内容別 相談件数	学校種	相談内容																合計 (件)
		①不登校	②いじめ問題	③暴力行為	④児童虐待	⑤性的な被害	⑥友人関係	⑦貧困の問題	⑧ヤングケアラー	⑨非行・不良行為	⑩家庭環境（④、⑦、⑧を併記）	⑪教職員との関係	⑫心身の健康・保健	⑬性的マイノリティ	⑭学業・進路	⑮発達障害等	⑯その他内容	
	小学校	3,907	2,949	160	606	39	2,646	6	8	260	5,671	4,423	1,886	12	1,050	1,582	6,220	31,425
	中学校	6,414	2,316	174	433	101	2,329	13	8	380	6,103	2,795	2,795	47	1,666	765	6,592	32,933
	義務教育学校	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	0	0	0	230	236
	高等学校	2,866	1,924	107	321	66	3,719	5	10	533	5,243	2,346	5,089	70	2,534	492	7,819	33,144
	中等教育学校	5	3	0	0	0	2	0	0	0	0	8	2	0	2	0	4	26
	特別支援学校	28	7	2	6	0	29	0	0	4	92	192	70	0	10	102	143	685
	学校種の区別なし、不明	8,516	1,646	178	781	114	1,318	144	24	711	7,886	2,182	6,685	55	2,253	3,300	47,035	82,830
	合計	21,736	8,852	621	2,147	320	10,043	168	50	1,888	24,995	11,948	16,528	184	7,515	6,241	68,043	181,279

※ 児童生徒だけでなく、保護者からの相談を含む。
※ 相談内容の内訳は、文部科学省が設置する統一ダイヤル（0120-0-78310）を経由せず、地方公共団体につながった相談等を含む。

6

学校内における暴力行為に対する対応

安全・安心な風土の醸成

- ・暴力行為の背景には児童生徒を取り巻く家庭、学校、社会環境などの様々な要因があり、それらを多面的・客観的な理解した上で、指導が必要であり、**児童生徒が「他者を思いやり、傷つけない人」に育つことを意識した校内の雰囲気作りや働きかけなどにより、安全・安心な風土の醸成が必要。**

【安全・安心でお互いを尊重しあう校内の雰囲気作りによ被害者を生まないための取組】

- ・模倣されるような暴力行為のない、**暴力行為を許容しない雰囲気づくり。**
- ・暴力行為が発生した際、**警察等の関係機関と連携した対応をためらわないこと**を学校の方針として明確にし、**家庭や地域とも共有する。**
- ・豊かなコミュニケーションを通じてお互いを理解し、**尊重しあえる温かな雰囲気作りに努める**ことが重要。

暴力行為が発生した場合の対応

- ・暴力行為が発生した場合、第一に**暴力行為の被害を受けた児童生徒等の手当てと周囲の児童生徒等の安全確保**を行い、状況によっては救急や警察にすぐに通報する必要がある。
- ・**警察の捜査が開始された後も、被害児童生徒へのケア、暴力行為に及んだ児童生徒への指導、他の児童生徒への配慮等に関係機関と連携して対応。**
- ・過去に起こった暴力行為が年月を経て浮かび上がってきた場合も、学校として可能な限りの対応を行うことが求められる。

暴力行為への対応における連携

- ・被害児童生徒は、身体の痛みだけでなく、心の痛みを抱える。医療機関、警察、民間の支援団体、少年司法関係機関等と**連携して、被害児童生徒のケア及び回復支援を行う必要**がある。
- ・例えば
精神面のケアが必要と思われる児童生徒については、スクールカウンセラーが対応。
スクールソーシャルワーカーが、子供の発達や心理に詳しい医療機関につなぐ。 など
- ・被害を受けた児童生徒等が平穏な生活を送れるよう、学校は関係機関等と連携して可能な限り環境を整え、**チーム学校として対応**する必要がある。

7

学校等における児童虐待への対応

関係機関との連携強化(虐待防止法4条1項、5条2項)、学校等から児童相談所への情報提供(同法13条の4)

- ・教育委員会、児童相談所等が、必要に応じて相互の会議に出席、協力するなどして、日常的な連携の強化を図る。
- ・児童虐待防止のため、幼児児童生徒の出欠状況等の**定期的な情報提供等の適切な運用に努める。**

児童虐待の早期発見(虐待防止法5条1項)

学校及び教職員は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努める。

※幼児児童生徒の心身の状況を適切に把握すること、健康診断(身体測定、内科検診、歯科検診)は、児童虐待を早期に発見しやすい機会であることに留意

虐待を
発見した
場合

児童虐待の早期対応(虐待防止法6条1項)

児童虐待を受けたと思われる幼児児童生徒を発見した場合は、速やかに、市町村、児童相談所等に通告する。

※一般人の目から見れば主観的に児童虐待が疑われる場合は通告義務が生じる
※結果として通告が誤りであった場合も、基本的には刑事上・民事上の責任を問われることは想定されない

要保護児童対策地域協議会への参画(児童福祉法25条の2)

学校、教育委員会は要保護児童対策地域協議会に積極的に参画するなどして、関係機関との一層の連携・協力を図り、児童虐待の防止等に努めること。

学校等の間の情報共有について(平成27年7月31日付文科初第335号)

幼児児童生徒の進学・転学に当たっては、法令上の進学・転学先への文書の送付はもとより、**対面、電話連絡、文書等による学校間での引継ぎの実施、学校の担当者やスクールソーシャルワーカー等によるケース会議の開催等により、支援が必要な幼児児童生徒に係る学校等の間の適切な連携を進める。**

児童虐待等に係る研修の実施(虐待防止法4条2項・3項)

「**学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き**」(令和2年6月改訂)や教職員用研修教材「**学校現場における虐待防止に関する研修教材**」(令和2年1月)、「児童虐待防止と学校」(平成21年5月)の適切な活用などによって教職員研修の充実を図る。

8

性的な被害を含む犯罪被害等への対応

＜性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針＞（令和5年3月30日「性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議」）

3 被害申告・相談をしやすい環境の整備

(6) 学校等で相談を受ける体制の強化

教育相談体制の強化のためスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置を引き続き促進するとともに、性犯罪・性暴力の被害に遭った児童生徒等からの相談に適切に対応することができるよう、教育委員会等に対し性被害を含む相談対応に関する周知を図る。

4 切れ目のない手厚い被害者支援の確立

(1) ワンストップ支援センターを中核とする被害者支援の充実

① 地域における関係機関とワンストップ支援センターの連携強化

（こどもの被害に関する連携）

こどもの性暴力被害・性的虐待に対し、保育園、学校、教育委員会、スクールソーシャルワーカー、児童相談所等から、必要に応じてワンストップ支援センターへの支援要請が行われ、その専門的知見も活用しながら連携して対応することができるよう、ワンストップ支援センターと関係機関との連携体制の構築を進める。

＜教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律＞（令和3年6月4日公布）

（教育職員等による児童生徒性暴力等の早期発見のための措置）

第十七条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校における教育職員等による児童生徒性暴力等を早期に発見するため、当該学校に在籍する児童生徒等及び教育職員等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、教育職員等による児童生徒性暴力等に関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備等に必要な措置を講ずるものとする。

（学校に在籍する児童生徒等の保護及び支援等）

第二十条 学校の設置者及びその設置する学校は、医療、心理、福祉及び法律に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、教育職員等による児童生徒性暴力等を受けた当該学校に在籍する児童生徒等の保護及び支援並びにその保護者に対する支援を継続的に行うものとする。

2 学校の設置者及びその設置する学校は、前項に規定する児童生徒等と同じ学校に在籍する児童生徒等に対する心理に関する支援その他当該児童生徒等及びその保護者に対する必要な支援を行うものとする。

（教育職員等以外の学校において児童生徒等と接する業務に従事する者による児童生徒性暴力等への準用）

第二十一条 第十七条から前条までの規定は、教育職員等以外の学校において児童生徒等と接する業務（当該学校の管理下におけるものに限る。）に従事する者による児童生徒性暴力等（当該学校の児童生徒等に対するものに限る。）について準用する。

9

スクールカウンセラーの役割

✓ 法令上の位置づけ

学校教育法施行規則 第65条の3

スクールカウンセラーは、小学校における児童の心理に関する支援に従事する。

（幼稚園、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校に準用）

✓ 閣議決定等

第4期教育振興基本計画

- 児童生徒を取り巻く様々な課題に対応するため、心理の専門家であるスクールカウンセラーの全公立小中学校への配置
- 不登校や貧困、虐待等の問題に重点的に対応するため、各地方公共団体のニーズに応じた配置促進

✓ 国による配置支援

スクールカウンセラー等活用事業〔令和6年度予算額 6,085百万円（前年度予算額 5,889百万円）〕

負担割合 国 1/3 都道府県・政令市 2/3

基盤となる配置 全公立小中学校（27,500校）に概ね週1回。

重点配置等 課題を抱える学校への重点配置 10,000校（←7,200校）

スーパーバイザー 67人 教育支援センターへの配置 250箇所

オンラインによる広域的な支援 67箇所 等

✓ 人材・資格

心理に関して専門的な知識・技術を有する者

（公認心理師、臨床心理士 等）

✓ 主な職務内容

- ① 児童生徒へのカウンセリング
- ② 教職員に対する助言・研修
- ③ 保護者に対する助言・援助
- ④ ストレスチェックや授業観察等の予防的対応
- ⑤ 事件・事故等の緊急対応における児童生徒等の心のケア等

10

スクールカウンセラーの職務内容

- (1) 児童生徒へのカウンセリング
- (2) 保護者への助言・援助
- (3) 児童生徒集団、学級や学校集団に対するアセスメントと助言・援助
- (4) 児童生徒の困難・ストレスへの対処方法、児童生徒への心の教育に資する全ての児童生徒を対象とした心理教育プログラム等の実施
- (5) 不登校、いじめや暴力行為等問題行動、子供の貧困、虐待等を学校として認知した場合、自然災害、突発的な事件・事故が発生した際の援助
- (6) 教職員に対するコンサルテーション
- (7) 教職員のカウンセリング能力等の向上のための校内研修の実施

【出典】児童生徒の教育相談の充実について～学校の教育力を高める組織的な教育相談体制づくり～（報告）平成29年1月 教育相談等に関する調査研究協力者会議



SCは、児童生徒・保護者・教職員に対するカウンセリングだけでなく、**情報収集・見立て（アセスメント）や助言・援助（コンサルテーション）等**を行うことが求められる。



教員や他の専門スタッフ等と連携した「**チーム学校**」の一員として支援

11

スクールカウンセラーの相談件数の推移

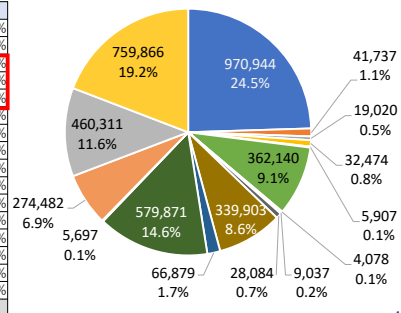
■ 児童生徒等による相談件数

※ 1回の相談内容が複数項目に該当する場合は、主となる項目1つをカウントし、同一の者が複数回相談した場合には、相談した回数を全てカウント。
※ 児童生徒だけでなく、保護者や教職員からの相談も含む。[その他]には相談内容の区別が不明なものを含む。
※ 平成28年度以降は、緊急スクールカウンセラー等活用事業分（岩手県、宮城県、福島県）を含む。



■ 問題件数（令和5年度）の内訳

	件数（件）	
①不登校	970,944	24.5%
②いじめ問題	41,737	1.1%
③暴力行為	19,020	0.5%
④児童虐待	32,474	0.8%
⑤性的な被害	5,907	0.1%
⑥友人関係	362,140	9.1%
⑦貧困の問題	4,078	0.1%
⑧ヤングケアラー	9,037	0.2%
⑨非行・不良行為	28,084	0.7%
⑩家庭環境（④、⑦、⑧を除く）	339,903	8.6%
⑪教職員との関係	66,879	1.7%
⑫心身の健康・保健	579,871	14.6%
⑬性的マイノリティ	5,697	0.1%
⑭学業・進路	274,482	6.9%
⑮発達障害等	460,311	11.6%
⑯その他の内容	759,866	19.2%
合計	3,960,430	



12

スクールソーシャルワーカーの役割

✓ 法令上の位置づけ

学校教育法施行規則 第65条の4
 スクールソーシャルワーカーは、小学校における児童の福祉に関する支援に従事する。
 （幼稚園、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校に準用）

✓ 閣議決定等

第4期教育振興基本計画
 ・児童生徒を取り巻く様々な課題に対応するため、福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーの全中学校区への配置
 ・不登校や貧困、虐待等の問題に重点的に対応するため、各地方公共団体のニーズに応じた配置促進

✓ 国による配置支援

スクールソーシャルワーカー活用事業〔令和6年度予算額 2,355百万円（前年度予算額 2,313百万円）〕

負担割合 国 1/3 都道府県・政令市・中核市 2/3

基盤となる配置 全中学校区（10,000中学校区）に概ね週1回。

重点配置等 課題を抱える学校への重点配置 10,000校（←9,000校）

スーパーバイザー 67人

教育支援センターへの配置 250箇所

オンラインによる広域的な支援 67箇所 等

✓ 人材・資格

福祉に関して専門的な知識・技術を有する者
 （社会福祉士、精神保健福祉士 等）

✓ 主な職務内容

- ① 貧困・虐待等の課題を抱える児童生徒と児童生徒が置かれた環境への働きかけ
- ② 学校内におけるチーム支援体制の構築、複数の視点で検討できるケース会議とするための事前調整やケースのアセスメント及び課題解決のプランニングへの支援
- ③ 関係機関とのネットワークの構築、連携・調整 等

13

スクールソーシャルワーカーの職務内容

- （1）不登校、いじめや暴力行為等問題行動、貧困、虐待等課題を抱える児童生徒と児童生徒が置かれた環境への働き掛け（個人＝ミクロへのアプローチ）
- （2）学校内におけるチーム支援体制の構築、支援（学校組織＝メゾへのアプローチ）・複数の視点で検討できるケース会議とするための事前調整やケースのアセスメント（見立て）及び、課題解決のプランニング（手立て）への支援
- （3）関係機関とのネットワークの構築、連携・調整（自治体の体制＝マクロへのアプローチ）
- （4）不登校、いじめや暴力行為等問題行動、子供の貧困、虐待等を学校として認知した場合、自然災害、突発的な事件・事故が発生した際の援助

【出典】児童生徒の教育相談の充実について～学校の教育力を高める組織的な教育相談体制づくり～（報告）平成29年1月 教育相談等に関する調査研究協力者会議

SSWは、児童生徒や保護者のニーズを把握し、支援を展開するとともに、学校や自治体を始めとする関係機関への働き掛けを行うことが求められる。

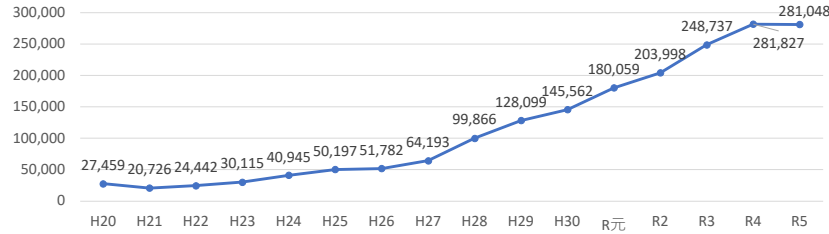
教員や他の専門スタッフ等と連携した「チーム学校」の一員として支援

14

スクールソーシャルワーカーの支援対象児童生徒が抱える問題件数の推移

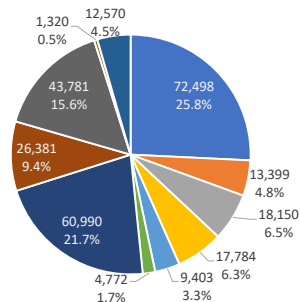
■ 継続支援対象児童生徒の抱える問題件数

※支援対象児童生徒のうち、その支援が単発ではなく、ある程度の継続性を持って支援した児童生徒の抱える問題ごとの件数
※令和5年度～は、緊急スクールカウンセラー等活用事業分を含む。



■ 問題件数（令和5年度）の内訳

	件数（件）	
①不登校	72,498	25.8%
②いじめ、暴力行為、非行等の問題行動	13,399	4.8%
③友人、教職員等との関係の問題（②を除く。）	18,150	6.5%
④児童虐待	17,784	6.3%
⑤貧困の問題	9,403	3.3%
⑥ヤングケアラー	4,772	1.7%
⑦家庭環境の問題（④～⑥を除く。）	60,990	21.7%
⑧心身の健康・保健に関する問題（②と④を除く。）	26,381	9.4%
⑨発達障害等に関する問題	43,781	15.6%
⑩性的マイノリティ	1,320	0.5%
⑪その他	12,570	4.5%
合計	281,048	



15

各種修学支援施策について

経緯

本年6月に「犯罪被害者等施策の一層の推進について」（令和5年6月6日犯罪被害者等施策推進会議決定）が決定された。当該決定においては、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）の基本理念に基づき、犯罪被害者等が、被害原因や居住地域にかかわらず、その置かれている状況等に応じ、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援を適時適切に途切れることなく受けることができるようにするため、具体的な取組として、教育等の各分野にわたる各種社会保障・社会福祉等制度について、関係府省庁において、制度の内容及び、関係機関・団体に対し速やかに通知を発出するなどし、犯罪被害者等に配慮した取扱いを行うよう要請し、又は犯罪被害者等もこれらの制度を利用し得ることを周知することとされた。

令和5年6月15日付け 通知のポイント

※所管部局を通じて学校に周知

○就学援助制度における家計急変対応

- 従来より、転入学又は被災、家計急変など、年度の中途において認定を必要とする者については、速やかに認定し、必要な援助を行うよう配慮することを通知において留意事項として示しているところ、犯罪被害等により家計が急変した場合においても、年度の中途において認定を必要とする者については、速やかに認定し、必要な援助を行うよう配慮すること。
- 就学援助制度の存在を知らないために支援を受けられないということがないよう、犯罪被害等により家計が急変した者も含め、年度の中途において認定を必要とする者に対して、遺漏なく周知すること。

○高等学校等就学支援金制度及び高校生等奨学給付金制度における家計急変対応

- 犯罪被害等により家計が急変した場合にも、高等学校等就学支援金制度や高校生等奨学給付金の対象となりうることを。

○高等教育の修学支援新制度における家計急変対応

- 犯罪被害等により家計が急変した場合にも、高等教育の修学支援新制度の対象となりうることを。

16

義務教育段階（小学生・中学生）の支援

■ 就学援助制度

- ・ 経済的理由によって就学困難と認められる小学生・中学生の保護者に対して、市町村が支援を行う仕組みです。
- ・ 補助の対象となるのは、学用品費、学校給食費、修学旅行費などです。
- ・ 犯罪被害等により家計が急変した場合においても申請が可能です。
- ・ 認定基準や援助費目など、各市町村において制度の詳細が異なるため、お住まいの市町村に問合せをしてください。



17

大学・専門学校段階の支援

趣旨

高等教育の修学支援新制度（授業料等減免＋給付型奨学金）は、住民税非課税世帯及びこれに準ずる世帯を対象として支援。住民税は、前年所得をもとに算定されているが、**予期できない事由により家計が急変し、急変後の収入状況が住民税に反映される前に緊急に支援の必要がある場合には、急変後の所得の見込により要件を満たすことが確認できれば、支援対象とする。**

家計を急変させる予期できない事由（急変事由）

生計維持者（学生の父母等）の**死亡・事故・病気**（による就労困難）、**失職**（※1）、**災害等**、父母等による**暴力等からの避難**（※2）

（※1）失業について、定年退職や正当な理由のない自己都合退職等の自発的失業は含まない。
（※2）公的機関による保護証明書が必要。2022年7月1日より申請受付



	原則	家計急変の場合の特例
申込	年2回（4月始期分、10月始期分）	随時
支援開始時期	4月始期 又は 10月始期	随時（認定後速やか）※申請日の属する月の分から支給開始
対象者	家計、学業その他の要件を満たす者	急変事由が生じた者のうち、家計、学業その他の要件を満たす者
所得基準	住民税非課税世帯・これに準ずる世帯について、下記の算式により判定 市町村住民税所得割 課税標準額×6%－（調整控除の額＋税額調整額）	左記に準ずる額（ 年間所得の見込額 を基に基準額を算定）
判定対象となる所得	前年所得 ※機構はマイナンバーで住民税情報を捕捉	急変事由が生じた後の所得 ※給与明細や帳簿等で確認
支援区分の変更	毎年、夏に最新の住民税情報を確認し、10月分の支援区分、支援区分を見直し（年1回）	3カ月毎に、急変事由が生じた後の所得を確認し、都度、支援区分を見直し（一定期間経過後は通常の扱いに戻す）

支援額（例）

	授業料等減免		給付型奨学金	
	入学金	授業料	自宅生	自宅外生
国公立大学	約28万円	約54万円	約35万円	約80万円
私立大学	約26万円	約70万円	約46万円	約91万円

※上記は住民税非課税世帯の場合。準ずる世帯の場合は2/3又は1/3。
※短期大学、高専、専門学校はそれぞれ支援額が異なる。

18

ご視聴ありがとうございました。



文部科学省